

<その他の加算> (必要に応じて算定される場合があります。)

加算項目	内容	料金 (1割の場合)
送迎加算	送迎時、片道につき1回として加算されます。	1回あたり 184円
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報提供を行った場合	1月あたり 50円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを導入し、効果を示すデータの提供を行っている。	1月あたり 100円 10円
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	看護職員を基準以上配置している等、諸要件を満たしている場合。	1日あたり 4円～23円
看取り連携体制加算	看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合。	1日あたり 64円
医療連携強化加算	別に厚生労働大臣が定める状態(経管栄養、褥瘡治療状態等)の利用者に短期入所生活介護サービスを提供した場合に加算されます。	1日あたり 58円
個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成し、計画に基づく機能訓練を行った場合等に加算されます。	1日あたり 56円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師より認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると判断された利用者様の緊急的な短期入所利用を受け入れた場合、当該利用者様について7日を限度とし加算されます。	1日あたり 200円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者様に対し、専門的に係る担当者を決め、受け入れを行った場合に加算されます。	1日あたり 120円
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7日を限度として加算されます。	1日あたり 90円
療養食加算	医師の食事箋に基づく腎臓病食、糖尿病食等の提供が行われた場合に加算さ	1回あたり 8円